

※医療機関医師各位
※サービス事業所各位

喀痰吸引等（第三号研修）に係る指示書の取扱いについて

山梨県福祉保健部障害福祉課

1、指示書の様式等

原則として、県障害福祉課が作成した喀痰吸引等（第三号研修）実地研修に係る指示書を使用します。（様式3）

受講者（介護職員等）が実地研修時に医療的ケアを行うことに対する医師の承認及び受講者、指導看護師等への指示を行う内容であり、同一対象者の場合は複数名の受講者に対して指示できることとします。

介護職員等喀痰吸引指示書（別紙様式34）及び（別紙様式2）は、実地研修用の指示書ではない為、使用することはできません。

2、有効期間

医師の指示書の有効期間は、実地研修開始日から研修終了日までです。

ただし、複数名の受講者が数ヶ月にわたり研修する場合、医師の指示書の有効期間は最長で6か月となります。これを超える場合は、改めて指示書を取り直してください。

研修終了日が記載されていない、また、利用者の状態が安定している等の理由で年度が異なる指示書は、研修を行っても無効となりますのでご注意ください。（家族からの同意書の年月日も同様）

なお、利用者の病状の変化があった場合は、研修期間中でも指示の変更が必要となる場合がありますので、その際には新しい指示書に従って、研修を行ってください。

3、実地研修用に係る医師指示書の費用

介護職員等の実地研修に係る医師指示書の費用については、サービス報酬算定の観点から研修受講者の所属する事業者の負担とします。

実地研修用の医師指示書については診療報酬の算定対象にならないことに留意してください。